

大阪市生野区役所と空き家活用株式会社との区内の空家等対策に関する事業連携協定書

大阪市（以下「甲」という。）と空き家活用株式会社（以下「乙」という。）は、生野区における空家等対策の推進を図るため、生野区内の空き家等対策に関する事業に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携して、区内の空家の発生を抑制するとともに、区内の空家等の適切な管理、市場への流通及び各種利活用を促進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携する。
なお、実施時期、実施方法その他具体的な事項については、甲及び乙で合意の上、決定する。

- (1) 区内の空家等の情報交換に関すること
- (2) 区内の空家等の利活用促進に関すること

（協定の変更及び解除）

第3条 本協定の内容の変更又は解除について、甲及び乙のいずれかの申し出に基づき、甲及び乙が協議し、合意の上行うものとする。ただし、甲又は乙は、相手方の責めに帰すべき事由により当事者間の信頼関係が著しく損なわれた場合は、催告をすることなく解除の通知により、本協定を解除することができる。

（守秘義務）

第4条

1 甲及び乙は、第2条各号に掲げる事業の実施にあたり相手方から秘密を明示して開示された情報を、協定の相手方の事前の承諾を得ないで第三者に開示してはならず、第2条各号に掲げる事項以外で使用してはならない。ただし、別途法令で定める場合や次の各号に掲げる情報についてはこの限りでない。

- (1) 相手方から開示された時点で公知である情報
- (2) 相手方から開示された後、自己の責によらず公知となった情報
- (3) 第三者から機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
- (4) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発した情報

2 甲及び乙が、国その他の公権力により適法に秘密情報の開示を命令された場合、前項の規定にかかわらず、当該公権力に対して当該秘密情報を開示できるものとする。ただし、当該命令を受けた当事者は、当該命令を受けた事実を遅滞なく相手方に通知し、可能な限り秘密情報の機密性の保持に努めるものとする。

3 本条に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（個人情報等の保護に関する責務）

第5条

1 甲及び乙は、本協定の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「保護条例」という。）、大阪市特定個人情報保護条例（平成27年大阪市条例第89号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、本協定書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

2 甲及び乙は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

（報道発表の実施）

第6条 甲及び乙は、本協定に関してプレスリリース等の報道発表を実施する場合には事前に相手方の承諾を得るものとする。

（反社会的勢力の排除）

第7条

1 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有することとは、例えば次のような場合を指す。
相手方が暴力団員であることを分かっていながら、その主催するゴルフ・コンペに参加している場合
相手方が暴力団員であることを分かっていながら、頻繁に飲食を共にしている場合
誕生会、結婚式、還暦祝いなどの名目で多数の暴力団員が集まる行事に出席している場合
暴力団員が関与する賭博等に参加している場合

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、相手方が前2項の表明保証に反したときは、催告をすることなく本協定をただちに解除することができるものとし、解除した当事者は当該解除によって相手方に生じた損害を賠償する義務を負わないものとする。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の2か月前までに甲又は乙のいずれからも特段の意思表示がない場合は、当該期間を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上で決定するものとする。

本協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲、乙が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和4年11月18日

甲：大阪市生野区勝山南三丁目1番19号

大阪市 協定締結担当者

生野区長

乙：東京都港区北青山三丁目 3 番 13 号共和五番館 2F

空き家活用株式会社

代表取締役